

くらしの巡回講座



千葉市消費生活センター

消費生活に必要な知識を学んでいただくために、地域の集まりや講座・講演会などに講師を派遣します。

対象	市内に在住・在勤・在学の概ね15人以上のグループ・団体
会場	申込者側でご用意ください（当センターの諸室も無料で利用できます）。
日時等	月～金曜日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。） 午前9時から午後5時30分まで ※上記以外の実施や所要時間については、ご相談ください。 ※所要時間は、テーマごとに異なります。下記一覧からご確認ください。 ※他団体の申込状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

オンラインでの講座も実施できます！

費用	無料（講師への謝礼、交通費は不要です）
申し込み	開催希望日の2か月前までに、裏面の申込書を郵送又はFAX送信でお申し込みください。 電子申請も受け付けていますので、ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ・申し込み先】 消費生活センター消費者教育班 〒260-0045 千葉市中央区弁天 1-25-1
電話:043-207-3602 FAX:043-207-3111

千葉市 巡回講座



QRコードはこちら



2024年度のテーマ一覧

番号	テーマ・内容・所要時間の目安（質疑応答の時間は除く）	対象者
1	「ネットトラブルにあわないために」（45分～1時間程度） オンラインゲーム・通信販売でのトラブルや、詐欺サイトを見分けるポイントなど、ネットトラブルの注意点について学びます。	小学生 ～ 成人
2	「君ももうすぐ成年！～18歳になると何が変わる？～」（45分～1時間程度） 未成年者と成人の契約の違いと、若者に多い消費者トラブル、クレジットカード利用時の注意点などを学びます。	中学生 ～ 新社会人
3	「キャッシュレス決済とローン・クレジット」（45分～1時間程度） キャッシュレス決済とローン・クレジットの仕組みや利用する際の注意点について学びます。	高校生以上 (若者向け)
4	「悪質商法から高齢者・障害者を守ろう」（45分～1時間程度） 悪質商法や電話 de 詐欺の手口と、見守りのポイントや支援のための法律、制度について学びます。	見守り活動者
5	「悪質商法の手口と対処法」（45分～1時間程度） 最新の相談事例から、悪質商法の手口を知って、消費者トラブルを未然に防止しましょう。受講者に合わせて内容を変更できます。（例：住まいに関するトラブル（点検商法、住まいのレスキューサービスなど）を重点的に、など）	全般
6	「身近なところからSDGs!」（1時間程度） SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のひとつである、つくる責任・つかう責任をメインテーマに、食品ロスやフェアトレードなどについて学びます。	全般
7	「知っておきたい！製品事故に関する豆知識」（1時間～1時間半程度） 身近な製品や設備に起因する事故や、ありがちな誤った使用方法による事故について学びます。	全般

詳細は、ホームページをご覧ください。